

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月27日
【四半期会計期間】	第108期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古出 哲彦
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258)36-4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 岩崎 道雄
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋三丁目28番13号
【電話番号】	株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所 (03)3984-3824番(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部・東京事務所長 田村 郁朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区西池袋三丁目28番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度中間 連結会計期間	平成20年度中間 連結会計期間	平成21年度中間 連結会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,571	14,373	13,132	26,969	28,099
連結経常利益	百万円	2,966	1,708	1,323	4,036	489
連結中間純利益	百万円	1,323	1,181	927	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	2,209	1,113
連結純資産額	百万円	62,096	56,854	60,490	56,945	54,553
連結総資産額	百万円	1,241,652	1,252,332	1,276,576	1,250,022	1,258,331
1株当たり純資産額	円	620.70	568.16	604.61	569.05	545.11
1株当たり中間純利益金額	円	13.27	11.85	9.31	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	22.17	11.17
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	4.98	4.52	4.71	4.54	4.31
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.07	11.37	11.68	11.41	11.40
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	18,445	9,796	24,315	15,312	6,652
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	32,171	14,674	11,448	16,500	10,509
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	252	362	353	7,495	705
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	37,472	21,892	42,799	27,133	30,285
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,000 [330]	1,009 [363]	1,014 [376]	990 [337]	994 [364]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計 - 中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

6. 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	13,385	14,212	12,955	26,599	27,777
経常利益	百万円	2,892	1,700	1,280	3,960	524
中間純利益	百万円	1,307	1,181	906	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	2,188	1,161
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	100,014	100,014	100,014	100,014	100,014
純資産額	百万円	61,704	56,453	60,103	56,547	54,198
総資産額	百万円	1,240,820	1,251,522	1,275,816	1,249,192	1,257,597
預金残高	百万円	1,156,569	1,163,849	1,186,232	1,157,910	1,173,092
貸出金残高	百万円	809,277	825,051	841,719	818,511	847,110
有価証券残高	百万円	367,631	357,830	346,004	349,606	327,283
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.50	5.00
自己資本比率	%	4.97	4.51	4.71	4.53	4.30
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.07	11.38	11.69	11.41	11.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	984 [312]	991 [343]	996 [358]	974 [318]	977 [345]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

4. 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,014 〔 376 〕
---------	------------------

(注) 1. 従業員数は就業人員（当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員数（嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員）を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	996 〔 358 〕
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員（当行から社外への出向者を除く）であり、臨時従業員数（嘱託・臨時・パートタイマー・人材会社からの派遣社員）を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、〔 〕内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当行の従業員組合には、大光銀行労働組合と大光銀行従業員組合があります。

平成21年9月30日現在の組合員数は、大光銀行労働組合882人、大光銀行従業員組合5人です。  
労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ（当行、連結子会社及び持分法適用会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国の経済を顧みますと、アジア向けを中心とした輸出の増加や政府の経済対策による押し上げ効果もあり、個人消費を中心に一部持ち直しの動きがみられたものの、企業収益の大幅な減少による雇用情勢の悪化や設備投資の減少など、景気は厳しい状況が続きました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、トキめき新潟国体の開催等による観光面でのプラス効果のほか、輸出や生産の持ち直し、公共投資の増加の一方で、厳しい企業収益と雇用情勢の悪化を背景に個人消費が力強さに欠けるなど、県内景気は低水準で推移しました。

このような経済状況のもとで、当行グループの第2四半期連結会計期間の連結経営成績につきましては、資金運用収益57億83百万円（前年同四半期比2億64百万円減少）、役務取引等収益4億89百万円（前年同四半期比2百万円増加）などにより経常収益は67億73百万円（前年同四半期比1億47百万円増加）となりました。また、資金調達費用7億33百万円（前年同四半期比2億76百万円減少）、役務取引等費用3億72百万円（前年同四半期比64百万円減少）、株式等売却損及び不良債権処理費用などにより経常費用は63億34百万円（前年同四半期比29百万円減少）となり、その結果、連結経常利益は4億38百万円（前年同四半期比1億75百万円増加）となりました。

これらにより、当第2四半期連結会計期間の純利益は、特別利益6億82百万円、特別損失34百万円、過年度法人税等を含めた法人税等合計5億81百万円などにより4億96百万円（前年同四半期比3億1百万円増加）となりました。

当第2四半期連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産1兆2,765億76百万円（前年度末比182億45百万円増加）、純資産は604億90百万円（前年度末比59億37百万円増加）となりました。主要科目につきましては、貸出金8,416億円（前年度末比53億46百万円減少）、有価証券3,460億65百万円（前年度末比187億36百万円増加）、預金1兆1,862億円（前年度末比131億42百万円増加）となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門48億7百万円（合計に対する割合95.2%）、国際業務部門2億42百万円（合計に対する割合4.8%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門1億16百万円（合計に対する割合99.2%）、国際業務部門0百万円（合計に対する割合0.8%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	4,861	176	-	5,038
	当第2四半期連結会計期間	4,807	242	-	5,050
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	5,851	229	33	6,047
	当第2四半期連結会計期間	5,535	277	29	5,783
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	989	52	33	1,009
	当第2四半期連結会計期間	727	34	29	733
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	49	1	-	51
	当第2四半期連結会計期間	116	0	-	116
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	483	3	-	487
	当第2四半期連結会計期間	486	3	-	489
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	434	2	-	436
	当第2四半期連結会計期間	370	2	-	372
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	608	2	-	606
	当第2四半期連結会計期間	238	6	-	245
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	17	4	-	22
	当第2四半期連結会計期間	239	6	-	245
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	626	2	-	628
	当第2四半期連結会計期間	0	-	-	0

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務及び為替業務を中心に4億89百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に3億72百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	483	3	-	487
	当第2四半期連結会計期間	486	3	-	489
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	142	-	-	142
	当第2四半期連結会計期間	132	-	-	132
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	199	2	-	202
	当第2四半期連結会計期間	186	2	-	189
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	10	-	-	10
	当第2四半期連結会計期間	16	-	-	16
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	9	-	-	9
	当第2四半期連結会計期間	9	-	-	9
うち保護預り・貸金 庫業務	前第2四半期連結会計期間	0	-	-	0
	当第2四半期連結会計期間	0	-	-	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	29	0	-	29
	当第2四半期連結会計期間	10	0	-	11
うち投信・保険窓販 業務	前第2四半期連結会計期間	106	-	-	106
	当第2四半期連結会計期間	92	-	-	92
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	434	2	-	436
	当第2四半期連結会計期間	370	2	-	372
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	35	2	-	37
	当第2四半期連結会計期間	36	2	-	38

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成20年9月30日	1,161,381	2,431	-	1,163,812
	平成21年9月30日	1,183,787	2,412	-	1,186,200
うち流動性預金	平成20年9月30日	350,899	-	-	350,899
	平成21年9月30日	361,954	-	-	361,954
うち定期性預金	平成20年9月30日	800,279	-	-	800,279
	平成21年9月30日	814,234	-	-	814,234
うちその他	平成20年9月30日	10,202	2,431	-	12,634
	平成21年9月30日	7,598	2,412	-	10,011
譲渡性預金	平成20年9月30日	-	-	-	-
	平成21年9月30日	-	-	-	-
総合計	平成20年9月30日	1,161,381	2,431	-	1,163,812
	平成21年9月30日	1,183,787	2,412	-	1,186,200

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金



貸出金残高の状況

業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	824,914	100.00
製造業	88,669	10.75
農業	4,356	0.53
林業	141	0.02
漁業	349	0.04
鉱業	3,098	0.38
建設業	76,347	9.26
電気・ガス・熱供給・水道業	873	0.11
情報通信業	3,363	0.41
運輸業	16,365	1.98
卸売・小売業	81,507	9.88
金融・保険業	8,242	1.00
不動産業	71,817	8.70
各種サービス業	109,970	13.33
地方公共団体	77,079	9.34
その他	282,731	34.27

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	841,600	100.00
製造業	95,338	11.33
農業，林業	5,091	0.60
漁業	315	0.04
鉱業，採石業，砂利採取業	3,011	0.36
建設業	80,597	9.58
電気・ガス・熱供給・水道業	600	0.07
情報通信業	3,713	0.44
運輸業，郵便業	18,477	2.19
卸売業，小売業	83,981	9.98
金融業，保険業	13,045	1.55
不動産業，物品賃貸業	84,212	10.01
サービス業等	100,664	11.96
地方公共団体	67,858	8.06
その他	284,689	33.83

（注）1．海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

2．日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加による98億3百万円の減少、預金の増加による29億5百万円の増加、コールローン等の減少による250億26百万円の増加等により188億62百万円の流入（前年同四半期比144億35百万円流入増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還・売却・取得による収支 3億89百万円等で4億35百万円の流出（前年同四半期比30億62百万円流出減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出52百万円等で53百万円流出（前年同四半期比25百万円流出増加）しました。

これにより当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は427億99百万円（前年同四半期末は218億92百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

[次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	9,521	10,334	813
経費(除く臨時費用分)	7,133	7,196	63
人件費	4,080	4,079	1
物件費	2,745	2,815	70
税金	307	301	6
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,387	3,137	750
一般貸倒引当金繰入額	829	-	829
業務純益	3,217	3,137	80
うち債券関係損益	604	293	897
臨時損益	1,516	1,856	340
うち株式関係損益	530	70	600
うち不良債権処理損失	1,954	1,456	498
貸出金償却	321	1,104	783
個別貸倒引当金繰入額	1,031	-	1,031
偶発損失引当金繰入額	568	289	279
債権等売却損	32	2	30
その他	-	59	59
経常利益	1,700	1,280	420
特別損益	128	474	346
うち固定資産処分損益	22	32	10
うち償却債権取立益	151	93	58
うち貸倒引当金戻入益	-	443	443
うち減損損失	-	29	29
税引前中間純利益	1,829	1,755	74
法人税、住民税及び事業税	1,044	258	786
過年度法人税等	-	607	607
法人税等調整額	397	16	381
法人税等合計	647	848	201
中間純利益	1,181	906	275

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時費用分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
(1) 資金運用利回	1.95	1.81	0.14
（イ）貸出金利回	2.41	2.21	0.20
（ロ）有価証券利回	1.15	1.20	0.05
(2) 資金調達原価	1.61	1.51	0.10
（イ）預金等利回	0.32	0.24	0.08
（ロ）外部負債利回	2.33	2.34	0.01
(3) 総資金利鞘	0.33	0.30	0.03

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B） - （A）
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	8.42	10.94	2.52
業務純益ベース	11.35	10.94	0.41
中間純利益ベース	4.17	3.16	1.01

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
預金（未残）	1,163,849	1,186,232	22,383
預金（平残）	1,113,709	1,141,795	28,086
貸出金（未残）	825,051	841,719	16,668
貸出金（平残）	786,005	809,178	23,173

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B） - （A）
個人	873,527	891,214	17,687
法人	233,402	237,705	4,303
合計	1,106,929	1,128,920	21,991

（注）譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	255,103	257,658	2,555
住宅ローン残高	230,509	235,365	4,856
その他ローン残高	24,593	22,293	2,300

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	700,038	714,150	14,112
総貸出金残高	百万円	825,051	841,719	16,668
中小企業等貸出金比率 /	%	84.85	84.84	0.01
中小企業等貸出先件数	件	73,775	71,138	2,637
総貸出先件数	件	73,926	71,311	2,615
中小企業等貸出先件数比率 /	%	99.80	99.76	0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	23	321	24	405
信用状	38	116	25	191
保証	581	3,181	559	2,837
計	642	3,620	608	3,434

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本剰余金	8,208	8,208
	利益剰余金	36,732	37,108
	自己株式( )	120	123
	社外流出予定額( )	249	249
	其他有価証券の評価差損( )	445	-
	計 (A)	54,125	54,944
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,119	2,108
	一般貸倒引当金	3,800	3,788
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注1)	10,000	10,000
	計	15,920	15,897
	うち自己資本への算入額 (B)	15,920	15,897
控除項目	控除項目(注2) (C)	858	-
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	69,187	70,842
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	565,300	564,273
	オフ・バランス取引等項目	2,749	2,521
	信用リスク・アセットの額 (E)	568,049	566,794
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	40,024	39,426
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	3,201	3,154
	計(E) + (F) (H)	608,073	606,221
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.37	11.68
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		8.90	9.06

(注) 1 . 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2 . 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	10,000	10,000
	資本準備金	8,208	8,208
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	1,791	1,791
	その他利益剰余金	34,778	35,180
	その他	-	-
	自己株式（ ）	120	123
	社外流出予定額（ ）	249	249
	その他有価証券の評価差損（ ）	445	-
	計（ A ）	53,963	54,807
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,119	2,108
	一般貸倒引当金	3,789	3,778
	負債性資本調達手段等	10,000	10,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注1）	10,000	10,000
	計	15,909	15,886
	うち自己資本への算入額（ B ）	15,909	15,886
控除項目	控除項目（注2）（ C ）	858	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	69,013	70,694
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	564,112	563,121
	オフ・バランス取引等項目	2,749	2,521
	信用リスク・アセットの額（ E ）	566,862	565,643
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（ G ） / 8%）（ F ）	39,389	38,883
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（ G ）	3,151	3,110
	計（ E ） + （ F ）（ H ）	606,251	604,526
単体自己資本比率（国内基準） = D / H × 100（ % ）		11.38	11.69
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（ % ）		8.90	9.06

（注）1．告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

2．告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	108	109
危険債権	195	206
要管理債権	44	31
正常債権	8,038	8,189



### 第3【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	100,014,000	100,014,000	東京証券取引所市場第二部	単元株式数 1,000株
計	100,014,000	100,014,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	100,014	-	10,000,000	-	8,208,919

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,400	5.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,655	3.65
日新火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番	2,594	2.59
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	2,410	2.41
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,075	2.07
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,908	1.90
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	1,480	1.47
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	1,424	1.42
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,395	1.39
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1番1号	1,365	1.36
計		23,706	23.70

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 380,000	-	単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 99,317,000	99,317	同上
単元未満株式	普通株式 317,000	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	100,014,000	-	-
総株主の議決権	-	99,317	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	380,000	-	380,000	0.38
計		380,000	-	380,000	0.38

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	213	198	199	259	282	283
最低(円)	173	184	183	186	242	248

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	新潟地区本部長	高野 力三	平成21年8月18日
取締役頭取		中島 富雄	平成21年9月30日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役新潟地区本部長	専務取締役	小坂井 寛明	平成21年8月18日
取締役頭取	取締役副頭取	古出 哲彦	平成21年10月1日

## 第5【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、監査法人トーマツにより中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。  
なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【中間連結財務諸表】  
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	7 21,892	7 42,799	7 30,285
コールローン及び買入手形	20,000	20,000	25,000
買入金銭債権	113	9	52
商品有価証券	54	53	55
金銭の信託	3,000	3,000	3,000
有価証券	1, 7, 13 357,926	1, 7, 13 346,065	1, 7, 13 327,329
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 824,914	2, 3, 4, 5, 6, 8 841,600	2, 3, 4, 5, 6, 8 846,946
外国為替	3,852	6 3,727	4,079
その他資産	7 4,915	7 4,705	7 4,628
有形固定資産	9, 10 14,075	9, 10 14,296	9, 10 14,329
無形固定資産	1,365	1,000	1,213
繰延税金資産	7,293	5,948	9,446
支払承諾見返	3,620	3,434	2,907
貸倒引当金	10,691	10,064	10,941
資産の部合計	1,252,332	1,276,576	1,258,331
<b>負債の部</b>			
預金	1,163,812	1,186,200	1,173,058
コールマネー及び売渡手形	7 1,036	902	982
借入金	11 2,000	11 2,000	11 2,000
外国為替	0	2	0
社債	12 8,000	12 8,000	12 8,000
その他負債	7,233	5,878	7,251
賞与引当金	869	853	739
役員賞与引当金	16	18	27
退職給付引当金	5,393	5,290	5,327
役員退職慰労引当金	168	217	198
睡眠預金払戻損失引当金	189	199	198
利息返還損失引当金	39	20	31
偶発損失引当金	629	609	591
再評価に係る繰延税金負債	9 2,469	9 2,458	9 2,463
支払承諾	3,620	3,434	2,907
負債の部合計	1,195,477	1,216,086	1,203,778
<b>純資産の部</b>			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208	8,208
利益剰余金	36,732	37,108	36,422
自己株式	120	123	122
株主資本合計	54,820	55,193	54,509
その他有価証券評価差額金	445	2,819	2,428
土地再評価差額金	9 2,241	9 2,226	9 2,233
評価・換算差額等合計	1,796	5,046	194
少数株主持分	238	249	239
純資産の部合計	56,854	60,490	54,553
負債及び純資産の部合計	1,252,332	1,276,576	1,258,331

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	14,373	13,132	28,099
資金運用収益	11,914	11,385	23,559
(うち貸出金利息)	9,590	9,032	19,061
(うち有価証券利息配当金)	2,177	2,294	4,268
役務取引等収益	1,103	995	2,125
その他業務収益	60	343	869
その他経常収益	1,293	408	1,544
経常費用	12,664	11,809	27,610
資金調達費用	1,970	1,503	3,715
(うち預金利息)	1,847	1,392	3,469
役務取引等費用	831	755	1,640
その他業務費用	629	0	2,744
営業経費	7,398	7,569	14,690
その他経常費用	1,834	1,980	4,818
経常利益	1,708	1,323	489
特別利益	171	542	410
固定資産処分益	19	3	19
貸倒引当金戻入益	-	433	-
償却債権取立益	151	93	390
その他の特別利益	-	11	-
特別損失	42	65	101
固定資産処分損	42	36	93
減損損失	-	29	8
税金等調整前中間純利益	1,836	1,799	798
法人税、住民税及び事業税	1,058	277	961
過年度法人税等	-	607	-
法人税等調整額	407	23	1,283
法人税等合計	650	860	321
少数株主利益	4	11	6
中間純利益	1,181	927	1,113

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	8,208	8,208	8,208
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式処分差損の振替	0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	8,208	8,208	8,208
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	35,850	36,422	35,850
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	927	1,113
自己株式処分差損の振替	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	882	685	572
当中間期末残高	36,732	37,108	36,422
<b>自己株式</b>			
前期末残高	118	122	118
当中間期変動額			
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
当中間期変動額合計	2	1	4
当中間期末残高	120	123	122
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	53,940	54,509	53,940
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	927	1,113
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	879	684	568
当中間期末残高	54,820	55,193	54,509



(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	528	2,428	528
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,248	2,957
当中間期末残高	445	2,819	2,428
土地再評価差額金			
前期末残高	2,241	2,233	2,241
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	-	6	7
当中間期末残高	2,241	2,226	2,233
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,770	194	2,770
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,241	2,964
当中間期末残高	1,796	5,046	194
少数株主持分			
前期末残高	234	239	234
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	10	4
当中間期変動額合計	3	10	4
当中間期末残高	238	249	239
純資産合計			
前期末残高	56,945	54,553	56,945
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	927	1,113
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	970	5,258	2,952
当中間期変動額合計	90	5,936	2,391
当中間期末残高	56,854	60,490	54,553

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	1,836	1,799	798
減価償却費	508	535	1,057
減損損失	-	29	8
持分法による投資損益(は益)	0	18	49
貸倒引当金の増減( )	1,253	877	1,003
賞与引当金の増減額(は減少)	128	113	1
役員賞与引当金の増減額(は減少)	14	9	2
退職給付引当金の増減額(は減少)	81	37	146
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	22	19	7
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	6	1	2
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	-	11	7
偶発損失引当金の増減( )	568	18	530
資金運用収益	11,914	11,385	23,559
資金調達費用	1,970	1,503	3,715
金銭の信託の運用損益(は運用益)	299	13	-
有価証券関係損益( )	76	211	2,045
為替差損益(は益)	2	6	2
固定資産処分損益(は益)	22	32	73
貸出金の純増( )減	6,442	5,345	28,474
預金の純増減( )	5,931	13,142	15,176
コールローン等の純増( )減	10,009	5,042	5,071
コールマネー等の純増減( )	166	80	219
商品有価証券の純増( )減	16	1	18
外国為替(資産)の純増( )減	145	351	80
外国為替(負債)の純増減( )	6	1	6
資金運用による収入	11,778	11,326	23,319
資金調達による支出	1,679	1,683	3,350
その他	466	237	256
小計	10,605	24,693	5,269
法人税等の支払額	809	377	1,382
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,796	24,315	6,652
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	170,508	101,625	286,118
有価証券の売却による収入	15,116	22,248	61,568
有価証券の償還による収入	140,938	68,107	235,734
有形固定資産の取得による支出	237	167	672
有形固定資産の売却による収入	85	14	94
無形固定資産の取得による支出	70	25	97
その他	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,674	11,448	10,509
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
リース債務の返済による支出	60	102	151
配当金の支払額	298	249	548
少数株主への配当金の支払額	1	1	1
自己株式の取得による支出	2	1	5
自己株式の売却による収入	0	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	362	353	705
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,241	12,513	3,152
現金及び現金同等物の期首残高	27,133	30,285	27,133
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 21,892	1 42,799	1 30,285

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社大光ビジネスサー ビス たいこうカード株式会社	(1) 連結子会社 2社 会社名 株式会社大光ビジネスサー ビス たいこうカード株式会社	(1) 連結子会社 2社 連結子会社名は、「第1企業 の概況4関係会社の状況」に 記載しているため省略しまし た。
	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
	(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキン グシステムズ	(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキン グシステムズ	(2) 持分法適用の関連会社 2社 会社名 大光リース株式会社 株式会社東北バンキン グシステムズ
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3. 連結子会社の(中間)決算 日等に関する事項	連結子会社の中間決算日はすべて 9月末日であります。	同 左	連結子会社の決算日はすべて3月 末日であります。

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同左          (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。          (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左  無形固定資産(リース資産を除く) 同 左  リース資産 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左  リース資産 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,661百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,781百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,417百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左	(11) 利息返還損失引当金の計上基準 同左
	(12) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(12) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(13) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(14) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(14) 消費税等の会計処理 同左
5. (中間) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。



【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前連結会計年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前連結会計年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の評価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表に伴い、市場価格に基づく価額ではなく、合理的に算定された価額により評価を行っております。</p> <p>これにより、市場価格に基づく価額により算定された方法に比べ有価証券は4,434百万円、その他有価証券評価差額金は2,642百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,791百万円減少しております。</p>		<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の評価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,350百万円、その他有価証券評価差額金は1,996百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,353百万円減少しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券には、関連会社の株式152百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,572百万円、延滞債権額は27,805百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は340百万円でありませす。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,161百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,880百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,368百万円でありませす。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式117百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,568百万円、延滞債権額は28,955百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は261百万円でありませす。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,906百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,691百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,409百万円でありませす。</p>	<p>1. 有価証券には、関連会社の株式102百万円を含んでおります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,554百万円、延滞債権額は27,461百万円でありませす。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は280百万円でありませす。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,546百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,843百万円でありませす。</p> <p>なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、17,001百万円でありませす。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 - 百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー(円 - 百万円 貨)</p> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,237百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は187百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は69,003百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42,892百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが11,148百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,305百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は188百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は64,999百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,500百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが8,776百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,525百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は188百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は66,032百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,793百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが9,045百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,904百万円</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 8,892百万円</p> <p>11.借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>12.社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>13.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は7,670百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,135百万円</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 9,021百万円</p> <p>11.借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>12.社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>13.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,045百万円であります。</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,898百万円</p> <p>10.有形固定資産の減価償却累計額 8,892百万円</p> <p>11.借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。</p> <p>12.社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。</p> <p>13.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は6,760百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1.その他経常費用には、貸倒引当金繰入額218百万円、偶発損失引当金繰入額568百万円、貸出金償却351百万円、株式等売却損251百万円及び株式等償却164百万円を含んでおります。</p>	<p>1.その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額289百万円、貸出金償却1,143百万円、株式等売却損107百万円及び株式等償却235百万円を含んでおります。</p>	<p>1.その他の経常費用には、貸出金償却1,492百万円、株式等売却損294百万円、株式等償却732百万円、偶発損失引当金繰入額530百万円、債権売却損231百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	-	-	100,014	
合計	100,014	-	-	100,014	
自己株式					
普通株式	355	10	1	365	(注) 1、2
合計	355	10	1	365	

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。  
2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日定時 株主総会	普通株式	298	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期 間増加株式数	当中間連結会計期 間減少株式数	当中間連結会計期 間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	-	-	100,014	
合計	100,014	-	-	100,014	
自己株式					
普通株式	374	5	0	380	(注) 1、2
合計	374	5	0	380	

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。  
2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日定時 株主総会	普通株式	249	2.5	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成21年9月30日	平成21年12月10日

前連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100,014	-	-	100,014	
合計	100,014	-	-	100,014	
自己株式					
普通株式	355	25	5	374	(注) 1、2
合計	355	25	5	374	

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。  
2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	298	3.0	平成20年3月31日	平成20年6月23日
平成20年11月14日 取締役会	普通株式	249	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金 額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	249	利益剰余金	2.5	平成21年3月31日	平成21年6月25日



(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係  (単位:百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 21,892 現金及び現金同等物 21,892	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係  (単位:百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 42,799 現金及び現金同等物 42,799	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係  (単位:百万円) 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 30,285 現金及び現金同等物 30,285

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として現金自動預け払い機等であり ます。 無形固定資産 ソフトウェアであります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本と なる重要な事項「4. 会計処理基準に 関する事項」の「(4)減価償却の 方法」に記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却の方法 同左	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本と なる重要な事項「4. 会計処理基準 に関する事項」の「(4)減価償却 の方法」に記載のとおりであります。
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過 リース料 1年内 98百万円 1年超 692百万円 合計 791百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過 リース料 1年内 96百万円 1年超 704百万円 合計 800百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過 リース料 1年内 100百万円 1年超 749百万円 合計 850百万円

(有価証券関係)

・前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	399	393	5
その他	17,917	15,556	2,360
合計	18,316	15,950	2,365

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,967	6,074	1,107
債券	280,251	282,157	1,906
国債	179,958	182,184	2,225
地方債	34,196	34,377	180
社債	66,095	65,595	500
その他	46,939	42,960	3,978
合計	332,157	331,192	964

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について155百万円、時価のない株式について9百万円、投資信託受益証券569百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについては、著しく下落したものとして減損処理を行っております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
私募事業債	7,687
その他有価証券	
非上場株式	626
出資証券(投資事業組合)	64

・当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債	399	392	6
その他	16,932	15,156	1,776
合計	17,332	15,549	1,783

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,394	4,315	920
債券	257,959	263,457	5,498
国債	157,897	161,849	3,951
地方債	37,442	38,085	642
社債	62,618	63,522	904
その他	55,815	53,930	1,885
合計	317,169	321,703	4,534

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について235百万円、時価のない株式について0百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,362百万円、「その他有価証券評価差額金」は2,004百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は1,358百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
私募事業債	6,062
その他有価証券	
不動産投資信託	82
非上場株式	725
出資証券（投資事業組合）	50

・前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	55	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
社債	399	387	12	-	12
その他	16,923	14,279	2,644	0	2,644
合計	17,323	14,666	2,656	0	2,656

（注）1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	4,378	4,673	295	589	294
債券	243,600	245,074	1,474	3,172	1,697
国債	152,318	154,749	2,431	2,526	95
地方債	30,433	30,667	234	332	98
社債	60,848	59,657	1,190	312	1,503
その他	58,743	52,741	6,001	211	6,213
合計	306,722	302,490	4,231	3,973	8,205

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について723百万円、時価のない株式について9百万円、投資信託受益証券741百万円、事業債651百万円、外国証券456百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の評価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,350百万円、その他有価証券評価差額金は1,996百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,353百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	61,324	1,725	1,134

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 私募事業債	6,777
その他有価証券 非上場株式 出資証券（投資事業組合）	626 61

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	62,062	85,583	68,886	35,701
国債	37,233	35,644	50,920	30,951
地方債	7,209	13,963	9,494	-
社債	17,619	35,975	8,472	4,749
その他	2,840	26,293	11,290	12,373
合計	64,903	111,877	80,177	48,075

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

・前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金（平成20年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	964
その他有価証券	964
その他の金銭の信託	-
繰延税金資産	519
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	445
少数株主持分相当額	-
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	445

・当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金（平成21年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	4,534
その他有価証券	4,534
その他の金銭の信託	-
繰延税金負債	1,714
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	2,819
少数株主持分相当額	-
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,819

・前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成21年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	4,231
その他有価証券	4,231
その他の金銭の信託	-
繰延税金資産	1,802
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	2,428
少数株主持分相当額	-
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,428



(デリバティブ取引関係)

・前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	181	178	1
	通貨オプション	300	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	178	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

・当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約	242	240	1
	合計	-	240	1

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

・前連結会計年度末

1．取引の状況に関する事項

通貨関連取引中の為替予約は通常の実需取引に基づく取引であります。

2．取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち1年 超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	211	-	215	4
	買建	1	-	1	0
	合計	-	-	217	4

(注) 1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度

銀行業の経常収益、経常利益の金額は、全セグメントの経常収益の合計、経常利益の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度

在外子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度

国際業務経常収益が、連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	568.16	604.61	545.11
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	11.85	9.31	11.17
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	-	-	-

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	1,181	927	1,113
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	1,181	927	1,113
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	99,653	99,636	99,649

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	56,854	60,490	54,553
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	238	249	239
(うち少数株主持分)	(238)	(249)	(239)
普通株式に係る中間期末の純資産額(百万円)	56,616	60,240	54,314
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	99,648	99,633	99,639

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

## 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
経常収益	6,626	6,773
資金運用収益	6,047	5,783
(うち貸出金利息)	4,815	4,532
(うち有価証券利息配当金)	1,154	1,222
役務取引等収益	487	489
その他業務収益	22	245
その他経常収益	69	255
経常費用	6,363	6,334
資金調達費用	1,009	733
(うち預金利息)	947	677
役務取引等費用	436	372
その他業務費用	628	0
営業経費	3,744	3,856
その他経常費用	1	1,371
経常利益	263	438
特別利益	61	682
固定資産処分益	3	3
貸倒引当金戻入益	-	634
償却債権取立益	60	32
その他の特別利益	2	11
特別損失	4	34
固定資産処分損	4	5
減損損失	-	29
税金等調整前四半期純利益	320	1,086
法人税、住民税及び事業税	551	235
過年度法人税等	-	607
法人税等調整額	434	261
法人税等合計	116	581
少数株主利益	7	8
四半期純利益	195	496

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額565百万円、偶発損失引当金繰入額544百万円、貸出金償却162百万円及び株式等償却155百万円を含んでおります。	1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額100百万円、貸出金償却951百万円及び株式等売却損107百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	7 21,892	7 42,798	7 30,285
コールローン	20,000	20,000	25,000
買入金銭債権	113	9	52
商品有価証券	54	53	55
金銭の信託	3,000	3,000	3,000
有価証券	1, 7, 13 357,830	1, 7, 13 346,004	1, 7, 13 327,283
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 825,051	2, 3, 4, 5, 6, 8 841,719	2, 3, 4, 5, 6, 8 847,110
外国為替	3,852	6 3,727	4,079
その他資産	7 3,883	7 3,716	7 3,611
有形固定資産	9, 10 14,073	9, 10 14,294	9, 10 14,327
無形固定資産	1,347	985	1,197
繰延税金資産	7,163	5,825	9,330
支払承諾見返	3,620	3,434	2,907
貸倒引当金	10,360	9,754	10,641
資産の部合計	1,251,522	1,275,816	1,257,597
<b>負債の部</b>			
預金	1,163,849	1,186,232	1,173,092
コールマネー	7 1,036	902	982
借入金	11 2,000	11 2,000	11 2,000
外国為替	0	2	0
社債	12 8,000	12 8,000	12 8,000
その他負債	6,844	5,514	6,888
未払法人税等	1,050	881	386
リース債務	417	724	632
その他の負債	5,376	3,908	5,869
賞与引当金	865	847	735
役員賞与引当金	16	18	27
退職給付引当金	5,379	5,275	5,313
役員退職慰労引当金	168	217	198
睡眠預金払戻損失引当金	189	199	198
偶発損失引当金	629	609	591
再評価に係る繰延税金負債	10 2,469	10 2,458	10 2,463
支払承諾	3,620	3,434	2,907
負債の部合計	1,195,068	1,215,713	1,203,398
<b>純資産の部</b>			
資本金	10,000	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208	8,208
利益剰余金	36,569	36,971	36,307
利益準備金	1,791	1,791	1,791
その他利益剰余金	34,778	35,180	34,516
別途積立金	21,000	21,000	21,000
繰越利益剰余金	13,778	14,180	13,516
自己株式	120	123	122
株主資本合計	54,657	55,056	54,393
その他有価証券評価差額金	445	2,819	2,428
土地再評価差額金	10 2,241	10 2,226	10 2,233
評価・換算差額等合計	1,796	5,046	194
純資産の部合計	56,453	60,103	54,198
負債及び純資産の部合計	1,251,522	1,275,816	1,257,597

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	14,212	12,955	27,777
資金運用収益	11,851	11,331	23,436
(うち貸出金利息)	9,526	8,975	18,939
(うち有価証券利息配当金)	2,179	2,298	4,270
役務取引等収益	1,039	930	1,997
その他業務収益	27	303	798
その他経常収益	1,293	390	1,545
経常費用	12,511	11,674	27,252
資金調達費用	1,970	1,503	3,714
(うち預金利息)	1,847	1,392	3,470
役務取引等費用	798	727	1,572
その他業務費用	628	-	2,742
営業経費	<sup>1</sup> 7,337	<sup>1</sup> 7,512	14,575
その他経常費用	<sup>2</sup> 1,777	<sup>2</sup> 1,930	<sup>2</sup> 4,646
経常利益	1,700	1,280	524
特別利益	<sup>3</sup> 171	<sup>3</sup> 540	<sup>3</sup> 410
特別損失	<sup>4</sup> 42	<sup>4</sup> 65	<sup>4</sup> 101
税引前中間純利益	1,829	1,755	833
法人税、住民税及び事業税	1,044	258	958
過年度法人税等	-	607	-
法人税等調整額	397	16	1,286
法人税等合計	647	848	327
中間純利益	1,181	906	1,161



(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	10,000	10,000	10,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	10,000	10,000	10,000
<b>資本剰余金</b>			
<b>資本準備金</b>			
前期末残高	8,208	8,208	8,208
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	8,208	8,208	8,208
<b>その他資本剰余金</b>			
前期末残高	-	-	-
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式処分差損の振替	0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-
<b>資本剰余金合計</b>			
前期末残高	8,208	8,208	8,208
当中間期変動額			
自己株式の処分	0	0	0
自己株式処分差損の振替	0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	8,208	8,208	8,208
<b>利益剰余金</b>			
<b>利益準備金</b>			
前期末残高	1,791	1,791	1,791
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	1,791	1,791	1,791
<b>その他利益剰余金</b>			
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	21,000	21,000	21,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	21,000	21,000	21,000

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	12,895	13,516	12,895
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式処分差損の振替	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	882	664	620
当中間期末残高	13,778	14,180	13,516
<b>利益剰余金合計</b>			
前期末残高	35,686	36,307	35,686
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式処分差損の振替	0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	882	664	620
当中間期末残高	36,569	36,971	36,307
<b>自己株式</b>			
前期末残高	118	122	118
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
当中間期変動額合計	2	1	4
当中間期末残高	120	123	122
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	53,777	54,393	53,777
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	880	663	616
当中間期末残高	54,657	55,056	54,393

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	528	2,428	528
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,248	2,957
当中間期末残高	445	2,819	2,428
土地再評価差額金			
前期末残高	2,241	2,233	2,241
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
当中間期変動額合計	-	6	7
当中間期末残高	2,241	2,226	2,233
評価・換算差額等合計			
前期末残高	2,770	194	2,770
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	-	6	7
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	973	5,241	2,964
当中間期末残高	1,796	5,046	194
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	56,547	54,198	56,547
当中間期変動額			
剰余金の配当	298	249	548
中間純利益	1,181	906	1,161
自己株式の取得	2	1	5
自己株式の処分	0	0	1
自己株式処分差損の振替	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	973	5,248	2,957
当中間期変動額合計	93	5,904	2,348
当中間期末残高	56,453	60,103	54,198

【中間財務諸表作成の基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。	同左	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年
	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,661百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,781百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,417百万円であります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上翌事業年度から損益処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の上翌期から損益処理</p>
	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。</p>	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 同 左</p>	<p>(7) 偶発損失引当金の計上基準 同 左</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
7. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同 左</p>	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、前事業年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>		<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。</p> <p>これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「其他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	



【追加情報】

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の評価については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表に伴い、市場価格に基づく価額ではなく、合理的に算定された価額により評価を行っております。</p> <p>これにより、市場価格に基づく価額により算定された方法に比べ有価証券は4,434百万円、その他有価証券評価差額金は2,642百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,791百万円減少しております。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,362百万円、その他有価証券評価差額金は2,004百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,358百万円減少しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>	<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の評価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,350百万円、その他有価証券評価差額金は1,996百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,353百万円減少しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,513百万円、延滞債権額は27,754百万円でありま す。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支 払の遅延が相当期間継続していることそ 他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収 利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計 上貸出金」という。)のうち、法人税法施 行令(昭和40年政令第97号)第96条第1 項第3号のイからホまでに掲げる事由又 は同項第4号に規定する事由が生じてい る貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出 金であって、破綻先債権及び債務者の経営 再建又は支援を図ることを目的として利 息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金 であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 334百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,159百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経 営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当し ないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は34,761百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額 は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品 会計基準適用に関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第24号)に基づき金融取 引として処理しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又は(再)担保 という方法で自由に処分できる権利を有 しておりますが、その額面金額は19,368百 万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,512百 万円、延滞債権額は28,917百万円でありま す。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支 払の遅延が相当期間継続していることそ 他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収 利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計 上貸出金」という。)のうち、法人税法施 行令(昭和40年政令第97号)第96条第1 項第3号のイからホまでに掲げる事由又 は同項第4号に規定する事由が生じてい る貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出 金であって、破綻先債権及び債務者の経営 再建又は支援を図ることを目的として利 息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金 であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 257百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,903百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経 営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当し ないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は34,591百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額 は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品 会計基準適用に関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第24号)に基づき金融取 引として処理しております。これにより受 け入れた商業手形及び買入外国為替は、売 却又は(再)担保という方法で自由に処 分できる権利を有しておりますが、その額 面金額は13,409百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 62百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,499百 万円、延滞債権額は27,425百万円でありま す。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支 払の遅延が相当期間継続していることそ 他の事由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものとして未収 利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却 を行った部分を除く。以下「未収利息不計 上貸出金」という。)のうち、法人税法施 行令(昭和40年政令第97号)第96条第1 項第3号のイからホまでに掲げる事由又 は同項第4号に規定する事由が生じてい る貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出 金であって、破綻先債権及び債務者の経営 再建又は支援を図ることを目的として利 息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金 であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 278百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は 利息の支払が約定支払日の翌日から3カ 月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものでありま す。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,543百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経 営再建又は支援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済 猶予、債権放棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破綻先債権、延 滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当し ないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上 延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合 計額は32,746百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額 は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品 会計基準適用に関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会計士協会業種別 監査委員会報告第24号)に基づき金融取 引として処理しております。これにより受 け入れた商業手形は、売却又は(再)担保 という方法で自由に処分できる権利を有 しておりますが、その額面金額は17,001百 万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 - 百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー(円貨) - 百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,237百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,855百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが42,892百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 8,886百万円</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券64,305百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,223百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,500百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 9,014百万円</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券63,525百万円及び預け金5百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金・敷金は181百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,987百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが40,793百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 8,886百万円</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によっております。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,904百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,135百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,898百万円
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。	11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。	11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円であります。
12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。	12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。	12. 社債は、劣後特約付社債8,000百万円であります。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は7,670百万円であります。	13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,045百万円であります。	13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は6,760百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 267百万円 無形固定資産 240百万円	1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 274百万円 無形固定資産 258百万円	
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額201百万円、偶発損失引当金繰入額568百万円、貸出金償却321百万円、株式等売却損251百万円及び株式等償却164百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額289百万円、貸出金償却1,104百万円、株式等売却損107百万円及び株式等償却235百万円を含んでおります。	2. その他の経常費用には、偶発損失引当金繰入額530百万円、債権売却損192百万円を含んでおります。
3. 特別利益の内訳は次のとおりであります。 固定資産処分益 19百万円 償却債権取立益 151百万円 計 171百万円	3. 特別利益の内訳は次のとおりであります。 固定資産処分益 3百万円 貸倒引当金戻入益 443百万円 償却債権取立益 93百万円 計 540百万円	3. 特別利益の内訳は次のとおりであります。 固定資産処分益 19百万円 償却債権取立益 390百万円 計 410百万円
4. 特別損失の内訳は次のとおりであります。 固定資産処分損 42百万円 計 42百万円	4. 特別損失の内訳は次のとおりであります。 固定資産処分損 36百万円 減損損失 29百万円 計 65百万円	4. 特別損失の内訳は次のとおりであります。 固定資産処分損 93百万円 減損損失 8百万円 計 101百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	355	10	1	365	(注)1、2
合計	355	10	1	365	

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。  
2.自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	374	5	0	380	(注)1、2
合計	374	5	0	380	

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。  
2.自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	355	25	5	374	(注)1、2
合計	355	25	5	374	

- (注)1.自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。  
2.自己株式の数の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として現金自動預け払い機等であり、 無形固定資産 ソフトウェアであります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却の方法 同左</p>	<p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p>
<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 94百万円 1年超 690百万円 合計 784百万円</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 93百万円 1年超 704百万円 合計 797百万円</p>	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 96百万円 1年超 749百万円 合計 845百万円</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【その他】

中間配当

平成21年11月13日開催の取締役会において、第108期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当額	249百万円
(ロ) 1株当たりの中間配当金	2円50銭
(ハ) 支払請求の効力発生日	平成21年12月10日
(ニ) 支払開始日	平成21年12月10日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月17日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月17日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月13日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 手塚 仙夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉田 昌則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。